

行方市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要領

平成19年7月4日

告示第86号

(目的)

第1条 この告示は、行方市内に存する木造住宅の所有者が当該木造住宅の耐震診断を受けようとするときに、茨城県が養成する木造住宅耐震診断士を派遣してこれを実施することにより、地震に対する建築物の安全性に関する知識の普及・向上を図るとともに、耐震診断・改修を促進し、もって地震に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 戸建住宅 一戸建ての木造住宅をいう。
- (2) 耐震診断 財団法人日本建築防災協会発行による「木造住宅の耐震精密診断と補強方法(改正版)」に基づき、建築物の地震に対する安全性を一般診断法により評価することをいう。
- (3) 茨城県木造住宅耐震診断士(以下「耐震診断士」という。)建築士事務所に所属する建築士で、県が開催した「茨城県木造住宅耐震技術者講習会」、又は(財)日本建築防災協会が開催した「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」の受講者を県知事が登録した者をいう。

(対象建築物)

第3条 耐震診断士の派遣対象となる建築物(以下「対象建築物」という。)は、行方市内に存する戸建住宅で、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
 - (2) 店舗、事務所等住宅以外の用途を兼ねる住宅にあつては、住宅以外の用途の床面積が1/2未満のもの
 - (3) 地上階数が2以下のもの
 - (4) 建築物の延べ面積が30㎡以上のもの
 - (5) 所有者が税を滞納していないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、特に市長が必要と認めるものは、対象建築物として取り扱うものとする。

(耐震診断の実施)

第4条 市長は、所有者から申込みがあつた対象建築物について、予算の範囲内において、当該建築物について耐震診断士を派遣し、耐震診断を行うものとする。ただし申込者が実施予定数を上回った場合には、抽選により決定するものとする。

- 2 前項の場合において、対象建築物が建築士法(昭和25年法律第202号)第3条から第3条の3までに規定する建築物であるときは、それぞれ当該各条に規定する建築士の資格を有する耐震診断士が行うものとする。

(申込み手続き)

第5条 この告示に基づき耐震診断を受けようとする対象建築物の所有者(当該対象建築物が共有に係るものである場合は、当該共有者がそれらの者のうちから選任した代表者1人をいう。)は、行方市木造住宅耐震診断申込書(様式第1号)により市長に申し込まなければならない。

(派遣の決定)

第6条 市長は、前条で定める申し込みがあった場合は、その内容を審査し、耐震診断士の派遣を決定したときは、その旨を行方市木造住宅耐震診断士派遣決定通知書（様式第2号）により当該申込者（以下「派遣対象者」という。）に通知するものとする。

2 市長は、前項で定める審査の結果、耐震診断士を派遣しないことを決定したときは、その理由を付けて行方市木造住宅耐震診断士を派遣しない旨の通知書（様式第3号）により当該申請書に通知するものとする。

3 市長は、第1項で定める決定の内容に変更が生じた場合には、当該通知書の内容を変更することができる。

(耐震診断の辞退)

第7条 派遣対象者は、前条第1項で定める通知を受けた後において、事情により耐震診断を辞退するときは、速やかに行方市木造住宅耐震診断士派遣辞退届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(派遣決定の取消し)

第8条 市長は、派遣対象者が次のいずれかに該当すると認めるときは、第6条第1項の派遣の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正の手段により派遣の決定を受けたことが判明したとき。

(2) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、その理由を付けて、行方市木造住宅耐震診断士派遣決定取消通知書（様式第5号）により当該派遣対象者に通知するものとする。

(耐震診断士の派遣)

第9条 市長は、第6条第1項の規定により耐震診断士の派遣を決定したときは、速やかに耐震診断士を派遣しなければならない。

(派遣に要する費用)

第10条 耐震診断士の派遣を受けた派遣対象者の耐震診断に係る診断士の派遣に要する費用は、市が負担するものとする。なお、耐震診断以外の業務を診断士に依頼した場合は、申込人の負担とする。

(結果報告)

第11条 耐震診断士は、耐震診断が完了したときは、市にその旨を報告するものとする。

2 市長は、前項で定める報告を受けたときは、行方市木造住宅耐震診断結果報告書（様式第6号）により、速やかに当該派遣対象者に報告しなければならない。

(派遣対象者に対する指導)

第12条 市長は、前条で定める報告に基づき、対象建築物の地震に対する安全性の向上が図られるよう、派遣対象者に対して必要な指導及び助言をすることができる。

(守秘義務等)

第13条 耐震診断士は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、耐震診断士の登録の有効期間の終了後及び登録の取消後も同様とする。

2 耐震診断士は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 派遣対象者に不必要な改修を勧めること。

(2) その他耐震診断士としてふさわしくない行為を行うこと。

(委託業務)

第14条 市長は、第3条から前条までに規定する業務の一部又は全部を委託することができる。
(その他)

第15条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年 7月 4日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

行方市木造住宅耐震診断申込書

行方市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要領第 5 条の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

年 月 日

行方市長 鈴木 周也 様

申込者 住所
氏名 ④
Tel

建 築 物	所 在 地 ※1	行方市
	建 築 確 認 ※2	年 月 日 第 号
	建 築 年 次	年
	延 べ 面 積	1階 m^2 ・2階 m^2 合 計 m^2
調 査 希 望 日 ・調査希望日は申込み月の翌々月の日を記入してください。		年 月 日
受 付 簿	備 考 ※3	

- (注)
- ※1 は、地番で記入してください。やむを得ず地番が記入できないときは、住居表示で記入し、その旨を※3に記入してください。
 - ※2 は、建築確認通知書がある場合に記入してください。
 - 裏面の案内図を記入してください。
 - 税の滞納がないことをご確認の上、提出してください。

[案内図]

※ この欄は記入不要		
受付日	受付番号	申込者名

様式第 2 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

行方市木造住宅耐震診断士派遣(変更)決定通知書

申込者 住所
氏名 様

行方市長 ㊟

行方市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要領第 6 条第 1 項の規定により、 年 月 日付けで申込みのあった耐震診断の調査を、次のとおり実施します。

建 築 物	所在地	行方市
	建築確認	年 月 日 第 号
	建築年次	年
	延べ面積	
診断士名		
備 考		

調査の当日は、立ち会いをお願いします。また、建築確認通知書や建物の図面がある方は、診断士に提示してください。
この通知に心当たりのない場合には、お手数ですが下記問い合わせ先に連絡してください。

問い合わせ先 行方市建設部建設課建築グループ
TEL 0299-55-0111

建物によっては、天袋のある押入れから、天井裏をのぞく場合があります。お手数ですが、診断をスムーズに行うため、中の荷物の整理等をよろしくお願いします。

第 号
年 月 日

行方市木造住宅耐震診断士を派遣しない旨の通知書

申込者 住所
氏名 様

行方市長 印

行方市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要領第6条第2項の規定に基づき、 年
月 日付けで申込みのあった耐震診断について、次の理由により耐震診断士の派遣を
しないことを決定しましたので通知します。

（理 由）

様式第4号（第7条関係）

行方市木造住宅耐震診断士派遣決定辞退届

行方市長

様

申込者 住所
氏名
電話

印

行方市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要領第7条の規定に基づき、 年 月
日付け第 号で木造住宅耐震診断士派遣決定のあった次の建築物について、耐震診
断を取りやめますので耐震診断士の派遣を辞退します。

- 1 建築物の所在地
- 2 とりやめる理由

様式第 5 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

行方市木造住宅耐震診断士派遣決定取消通知書

申込者 住所
氏名 様

行方市長 ㊟

行方市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要領第 8 条第 2 項の規定に基づき、 年
月 日付けで申込みのあった耐震診断士派遣決定のあった次の建築物について、次の
理由により耐震診断士の派遣の決定を取り消しましたので通知します。

- 1 建築物の所在地
- 2 取消しの理由

年 月 日

行方市木造住宅耐震診断結果報告書

申込者 様

行方市長 ㊟

あなたの御自宅を耐震診断（一般診断）いたしました。結果は別紙のとおりですので、行方市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要領第11条の規定により報告します。

なお、この報告書は調査時点での診断状況ですので、その後の経年変化に対しては十分な維持管理をお願いします。

また、この診断結果に基づく相談・助言については、行方市建設部建設課までお気軽にご連絡ください。

〈注意事項〉

一般診断は、大地震（震度6程度）が発生した際に逃げる時間も無く倒壊する可能性（人命の保護に重点）について診断を行うものと位置付けられています。（地震時に建築物が変形したり、破損したりしないことを調べるものではありません。）

評点が1.0未満の場合には、大地震時に人命に危険が及ぶような倒壊や崩壊の可能性があることを表します。

なお、評点1.0以上1.5未満は「一応人命に危険が及ぶような倒壊はしない。」と考えられますが、あくまでも目視による外観調査に基づく診断結果のため、様々な不確定要素（壁内部の仕様、土台及び構造部材の接合部の状況等）が含まれますので、最終的には、精密診断により耐震性能を判断することをお勧めします。

したがって、本診断結果が1.0以上であっても地震時に建築物に被害が無いことを補償するものではありません。

〔相談窓口〕

〒311-3512 行方市玉造甲404

行方市建設部建設課建築グループ

TEL 0299-55-0111 FAX 0299-55-0110

